法規的告示

○厚生労働省告示第四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年一月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1218　（略） 1219　単回使用脳用医薬品注入器	**別表第１** １～1218　（略） （新設）

○厚生労働省告示第五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年一月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで、1218及び1219に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の１から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで及び1218に掲げる高度管理医療機器

○環境省告示第一号

環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）第四条第二項及び第九条第一項の規定に基づき、浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成十九年八月二十九日環境省告示第六十四号）を次のように改正し、令和八年一月八日から適用する。

令和八年一月八日　　環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表　水質検査の方法 １　水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。 一　ガラス電極法 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102―１の12に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） 二　（略） ２　活性汚泥沈殿率　（略） ３　溶存酸素量 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格K0102―１の21.4に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） ４　透視度 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格K0102―１の８に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略）	**別表**　水質検査の方法 １　水素イオン濃度 次に掲げる方法のいずれかにより検査するものとする。 一　ガラス電極法 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 日本産業規格K0102（以下「規格」という。）の12.1に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） 二　（略） ２　活性汚泥沈殿率　（略） ３　溶存酸素量 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格の32.3に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略） ４　透視度 イ　（略） ロ　器具及び試験操作 規格の９に掲げる器具及び試験操作に基づき検査する。 （略）